



民生委員・児童委員 の一斉改選を行います

市では現在、192人が民生委員・児童委員として活動しています。12月から、次期委員の推薦が始まり、来年12月には一斉改選を行います。困っている人、助けが必要な人のために、一緒に活動してみませんか。

☎福祉課 ☎ 36-7407

民生委員・児童委員とは？

一人暮らしのお年寄りや、障害のある人、生活に困っている人など、誰もが安心して暮らしていけるように、身近な相談役をボランティアで行っているのが民生委員・児童委員です。国から委嘱を受けた非常勤の公務員で、任期は3年。ただし、専門職ではないので、相談内容に応じて行政などの専門機関へのつなぎ役を担います。

全ての民生委員は児童委員の職を兼ね、高齢者だけでなく、児童に関する相談・支援も行っています。中でも、児童に関する相談・支援を専門的に行う委員を「主任児童委員」と呼んでいます。

委員は、無報酬です。ただし、活動に必要な費用（電話代や交通費など）の一部は活動費として支給されます。

主な活動内容

現委員の任期は令和4年11月30日までで、同年12月には一斉改選が行われます。

市では今年の12月から、地域を良く知る自治会長に、次期委員の推薦をお願いしていきます。推薦を受けた人は、委嘱状伝達式で正式に委嘱を受けてから、以下の活動を行います。

【住民の相談・支援活動】

- 高齢者の安否確認や見守りのための訪問活動
- 地域住民が抱える悩みや心配事などの相談
- 専門機関の紹介や福祉サービスなどの情報提供

【地域の福祉活動】

- 居場所づくり(高齢者)、仲間づくり(子育て家庭)のためのサロン活動
- 住民との交流を深めるため、地域行事・学校行事に参加

【仲間同士の情報交換や研修】

- 定例会(月1回)での情報交換や課題検討、研修会
- ※活動日数…月平均12日(昨年度の1人あたりの平均)

民生委員・児童委員 Q&A

Q 民生委員・児童委員になるにあたって、特別な資格や知識が必要ですか？

A 委員は地域の「つなぎ役」であり、専門職ではないため、資格や専門知識は不要です。ただし、個人の相談に応じるため、守秘義務が課せられています。

Q ひとりで活動するのは不安なのですが…

A 民生委員・児童委員は担当地区を持って活動しますが、民児協(※)に属しているため、活動の中で悩んだときは、仲間に相談し、協力して対応することができます。地域活動に慣れていない人でも安心して活動でき、働きながら活動している委員も多くいます。

※民児協…民生委員児童委員協議会の略で、全ての民生委員・児童委員が所属しています。



民生委員・児童委員のバッジ

幸せの芽生えを示す四つ葉のクローバーに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどっています。

温かい言葉や笑顔に支えられて



御仮屋町 民生委員
土屋眞佐子さん

この10年間、高齢者・児童・障害のある人の見守りや相談、サロンの運営などを通して、多くの人と出会い、触れ合うことができました。そのたびに、皆さんから掛けていただいた温かい言葉や笑顔が支えとなり、続けてこられました。少しでも誰かの役に立てたら、嬉しく思います。